

吹田市労使関係に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本市の当局と労働組合等との交渉の対象となる事項の範囲、交渉内容の公表等に関する事項等を定めることにより、適正かつ健全な労使関係の確保を図り、もって市政に対する市民の信頼の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「労働組合等」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第1項に規定する職員団体（以下「職員団体」という。）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第5条第2項（地公労法附則第5項において準用する場合を含む。）に規定する労働組合（以下「労働組合」という。）並びにこれらの連合体であって、本市の職員（法第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）をその構成員に含むものをいう。

（交渉事項）

第3条 本市の当局と労働組合等との交渉の対象となる事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- (2) 懲戒処分、分限処分、転任、昇任及び昇格の基準に関する事項
- (3) 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- (4) 職員の福利厚生に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の勤務労働条件に関する事項
- (6) 交渉の手續その他本市の当局と労働組合等との間の労使関係に関する事項

（管理運営事項）

第4条 法第55条第3項又は地公労法第7条ただし書（地公労法附則第5項において準用する場合を含む。）に規定する管理及び運営に関する事項は、本市の当局と労働組合等との交渉の対象とすることはできない。

（交渉方法）

第5条 本市の当局と労働組合等との交渉に当たっては、あらかじめ議題、時間、場所その他必要な事項を取り決めるものとする。

2 前項の規定により交渉の場所について取決めを行うに際しては、効率的かつ効果的に交渉を行うことができる場所を選定するものとする。

（交渉内容の公表等）

第6条 本市の当局は、労働組合等と交渉（当該交渉の対象となる事項のうち一部の事項に限定して行われる事前協議に当たるものとして市長が定める交渉を除く。次項及び第3項において同じ。）を行う場合は、原則として交渉の日の2日前までに、

議題、時間及び場所を公表する。

2 本市の当局は、労働組合等との交渉の内容を録音する。

3 本市の当局は、労働組合等と交渉を行ったときは、速やかに、前項の録音に基づき発言者の全ての発言を記載した議事録を作成し、当該交渉に係る労働組合等に当該議事録の内容の確認を求めた上、これを1年間公表する。

4 任命権者は、職員が法第55条第8項の規定により適法な交渉を行う場合又は労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条第3号ただし書の規定により協議若しくは交渉を行う場合において承認した職務に専念する義務の免除の回数及び時間を、毎年公表する。

（労働組合等に対する事務所の供与）

第7条 本市は、最小限の広さを超えない範囲において、労働組合等に対し事務所を供与することができる。

2 前項の最小限の広さの判断に当たっては、労働組合等の規模、専従者及び事務局員の人数、労働組合等の通常の事務処理に要する執務スペースの広さ、民間企業を含む他の一般的な労働組合等が使用する事務所との比較等を踏まえ、社会通念に従い適正に判断しなければならない。

（便宜供与）

第8条 本市は、本市の条例に別段の定めがある場合を除き、労働組合等の組合活動に関する便宜の供与を原則として行わないものとする。

（適正かつ健全な労使関係の確保）

第9条 任命権者は、適正かつ健全な労使関係の確保に努めなければならない。

2 任命権者は、適正かつ健全な労使関係が確保されているかを検証するとともに、当該検証の結果に基づき必要となる措置を適切に講じなければならない。

（違法な組合活動を抑止する措置）

第10条 任命権者は、労働組合等に対し、当該労働組合等の構成員である職員による法第35条の規定による職務に専念する義務又はこの条例に違反する組合活動（法第55条の2第1項本文に規定する職員団体の業務及び地公労法第6条第1項本文（地公労法附則第5項において準用する場合を含む。）に規定する組合の業務並びに職員団体及び労働組合の連合体の業務をいう。以下同じ。）を抑止するために必要な措置を講じるよう求めることができる。

2 任命権者は、本市の行政財産を労働組合等が条例に基づく目的外使用許可を得ることなく使用している事実を認めた場合、速やかに当該目的外使用を排除するための措置を講じなければならない。

（懲戒処分等）

第11条 任命権者は、職員にこの条例に違反する行為があった場合には、法第29条の規定に基づく懲戒処分その他の必要な措置をとるものとする。

（規則への委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規

則で定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。